

(目的)

第1条 この規程は、動物実験に関する法令及び「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に則り、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）における動物実験（以下「実験」という。）に関し、科学的観点と動物愛護の観点と両立させ、その適正な実施を図るため、遵守すべき事項を定めることにより、科学的で動物福祉上適正な実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、研究所で行われる実験動物を用いた全ての実験に適用する。

(定義)

第3条 この規程においては、次の各号のとおり用語を定義する。

- 一 「動物実験」とは、実験動物を試験研究、教育、検査又は生物学的製剤の製造その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 「実験動物」とは、動物実験のため、施設で飼養又は保管しているほ乳類、鳥類及びは虫類をいう。
- 三 「動物実験計画」とは、動物実験の実施に関する計画をいう。
- 四 「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者をいう。
- 五 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 六 「実験動物飼養者」とは、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、研究で実施する動物実験の科学上及び動物福祉上の適正並びに安全性の確保について最終的な責任を負うものであり、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

(動物実験委員会)

第5条 研究所において科学的かつ倫理的な動物実験の実施を図るために、理事長の諮問機関として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、研究コーディネータ、領域長・センター長、動物実験等に見識を有する者及びその他理事長が必要と認める者の中から理事長が任命する。
- 3 委員長は、理事長が任命する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の開催及びその審議結果の理事長への報告等を行う。

- 5 副委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は委員長の職務を代行する。
- 6 委員長は、委員会の承認を得て、委員以外の専門家等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 7 委員長並びに委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員会の事務局は、企画戦略室に置く。

(実験計画)

第6条 動物実験責任者及び動物実験実施者（以下「実験者」という。）は、実験の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を踏まえ実験計画を立案しなければならない。

- 一 代替法の利用 動物実験の実施に当たり、研究目的を達成することができる範囲において、できる限り動物実験に代わり得る方法の利用等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - 二 実験動物の選択 動物実験の実施に当たり、研究目的を達成することができる範囲において、適正な実験動物の種類を選定、研究成績の精度・再現性に影響する実験動物数をできる限り少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - 三 苦痛の軽減 動物実験の実施に当たり、研究目的を達成することができる範囲において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法を用いること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験の開始前に、前項に基づき、研究所の動物実験計画書（別紙様式1）を作成し、理事長に提出しなければならない。承認を得た実験計画を変更する場合も、同様とする。
 - 3 実験者は、理事長の承認を受けた後でなければ動物実験を行うことはできない。又、動物実験に係る助言・指導等があった場合は、これに従わなければならない。

(実験計画の審査)

第7条 委員会は、理事長の諮問に基づき提出された実験計画が、動物実験の科学上及び動物福祉上の適正並びに安全性確保の観点等から適正に実施されるかについて審議を行い、その審議結果を理事長に答申する。

- 2 委員会は、実験計画の実施前並びに実施中において、実験計画が適正に実施されていないと認められる場合は、適正に行われるような助言・指導若しくは実験の中止、その他必要な措置について理事長に対して報告することができる。

第8条 理事長は、委員会の審査の報告を受けて、申請について承認を与えるか否かを決定し、動物実験責任者に通知しなければならない。

- 2 理事長は、委員会から前条第2項の答申を受けたときは、動物実験責任者に助言・指導若しくは実験の中止等を命ずることができる。

(教育訓練)

第9条 実験者及び実験動物飼養者は、委員会の定める教育訓練を受講しなければならない。

(飼養管理)

第10条 実験者及び実験動物飼養者は、動物の生理、生態、習性などに配慮するとともに動物の感染症等の疾病予防、実験動物の逸走防止、臭気・騒音・廃棄物等による周辺環境への悪影響の防止に配慮し、動物を適正に飼養、保管又は動物実験に供することにより、動物及び実験者、実験動物飼養者の健康及び安全を保持並びに周辺環境を保全するように努めなければならない。

(実験動物等の処理)

第11条 実験者は、動物を処分する際には、致死量以上の麻酔薬等の投与又は他の適切な方法によってその動物にできる限り苦痛を与えないように努め、速やかに安楽死の処置をとらなければならない。又、実験動物の死体並びに廃棄物等は、周辺環境の汚染や人の健康障害等を起こさないように保管し、焼却等の最終処理を行わなければならない。

(動物実験の実施状況及び記録の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験記録(別紙様式2)に従い、定期的に動物実験等の実施状況を取りまとめて理事長に提出しなければならない。

2 実験が終了した場合には、動物実験責任者は、動物実験記録に従い、実験方法、実験成績及び実験期間中の飼養環境の条件等の実施結果を理事長へ提出しなければならない。

(自己点検及び評価)

第13条 理事長は、動物実験の実施に関する適正及び透明性を確保するため、前条に基づいて提出された実施状況又は実施結果の報告について自己点検及び評価を行う。このとき、委員会に諮問することができる。

2 委員会は、理事長の諮問に基づき、報告された実験の実施状況又は実施結果が、動物実験の科学上及び動物福祉上の適正並びに安全性確保の観点等から適正に実施されたかについて審議を行い、その審議結果を理事長に答申する。委員会は、必要に応じ、実験が適正に行えるような助言・指導等の答申を行う

3 前項により委員会から答申があった場合、理事長は必要に応じて動物実験責任者に指示・指導等を行う。

(情報公開)

第14条 理事長は、研究所における動物実験等に関する情報について、毎年度公開する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、動物実験の取り扱いに関し必要な細目は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年9月18日19農環研第091808号）
この規程は、平成19年9月18日から施行する。

附 則（平成20年3月18日19農環研第031807号）
この規程は、平成20年3月18日から施行する。

附 則（平成27年3月10日26農環研第0310169号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

受付番号()
年月日： 年 月 日

領域長・センター長 印

国立研究開発法人農業環境技術研究所動物実験計画書

提出年月日 平成 年 月 日

動物実験責任者：所属 氏名 印

動物実験実施者（所属）：

動物実験飼養者（所属）：

実験計画

1) 研究課題名：

2) 実験内容：

3) 実験期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4) 供試動物

動物種：

系 統： 購入 自家繁殖 分与

A. 被分与先の名称：

B. 飼育条件 S P F コンベンショナル その他

C. 微生物汚染 あり 微生物名：

なし

不明

D. 検査証明書 添付

個体数： 対照群 雄 雌
実験群 雄 雌
総個体数 個体

5) 実験場所

6) 飼育形態

- ケージ ケージの大きさ $\text{cm} \times \text{cm} \times \text{cm}$
1 ケージあたりの収容数 個体
- 体重測定 回/日・週
- 採血 回/日・週
- 採尿 回/日・週

7) 実験動物を必要とする理由

- 代替手段がない
- 代替手段では精度が不十分
- その他：

8) 実験方法

- 毒性試験 使用薬物 発癌物質：
 毒劇物：
 R I 標識化合物：
 その他：

- 投与方法 腹腔内
 血管内
 筋肉内
 皮下
 その他：

- ストレス負荷試験 方法：

- 細胞移植 使用細胞（株）名および由来名：

- 抗体作製 抗原：
アジュバント：

- 遺伝子操作：

- 生物学的製剤の作製：

- 生理機能実験：

- 材料・試料の採取：

年月日： 年 月 日

領域長・センター長

印

動物実験記録（終了時・定期報告）

所属（領域、センター名等）：

動物実験責任者： 印

1) 研究課題名

2) 実験内容

3) 実験期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(終了時報告の場合は実験の全期間、定期報告の場合は当該期間を記入)

4) 供試動物

種類 :

系統 :

年齢または体重 :

個体数 :

5) 実験場所（実験棟名等）

6) 実施方法（飼養条件、薬物投与、試料採取、外科的処置等を記載）

7) 動物の苦痛軽減、排除の方法（麻酔、保定の方法等）

8) 実験終了後の動物の処理（安楽死の方法、動物死体の処置等）

9) 安全管理上特に注意を払う必要のある事項とその処置内容